

## 農業経営改善計画認定基準細則

	認定基準	細部基準	備考
①	改善計画が基本構想に照らして適切であること	<p>ア 計画に記載された農業経営の規模と生産方式が基本構想に定める営農類型毎の指標と同水準以上になっていること。</p> <p>イ 計画に記載された経営管理の方法と農業従事の態様等が基本構想に定める指標と同水準以上になっていること。</p> <p>ウ 過去3ヵ年において、自己の責任で経営規模の縮小を行っていないこと。</p>	
②	計画の達成される見込みが確実であること	<p>ア 申請者が農業に対して意欲と能力を有すること。</p> <p>イ 2人以上の家族農業従事者がおり、そのうちの1人は、専らまたは主として農業経営に従事すると認められる18歳以上であること。</p> <p>ウ 農業機械等の資本装備が適当な水準であるか、または近く適当な水準になる見込みがあると認められること。</p> <p>エ 計画における農業経営の現状、経営規模、生産方式等が各事項間で整合性が取られていること。</p> <p>オ 農業労働力の調達の実現性が見込まれること。</p> <p>カ 集落または地域において、担い手として認められていること。</p>	
③	計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること	<p>ア 作付地の集団化、農業機械の効率的な利用が適切であると認められること。</p> <p><u>イ 生産調整等の対応が適切に行われていると認められること。</u></p> <p>ウ 農業経営基盤強化促進事業、農地保有促進事業、農地銀行活動事業等との整合性が保たれていること。</p> <p>エ 複式簿記等を行っているか、複式簿記を近く行うことが認められていること。</p>	※H22～削除 (行政指導は継続する)
④	その他	特に市長が認めた場合はこの限りにあらず。	